

四日市市市民交流会館の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第4号

四日市市市民交流会館条例の一部を改正する条例

四日市市市民交流会館条例（平成8年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第6条関係）					
施設の名称	基本利用料金の上限度額（円）				
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時から午後9時まで）	全日 （午前9時から午後9時まで）	延長 （一時間につき）
（略）					
第2会議室	（略）				
和室	（略）				
（略）					
備考	（略）				

改正前					
別表（第6条関係）					
施設の名称	基本利用料金の上限度額（円）				
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時から午後9時まで）	全日 （午前9時から午後9時まで）	延長 （一時間につき）
（略）					

第2会議室	(略)				
第3会議室	<u>1, 870</u>	<u>2, 640</u>	<u>3, 410</u>	<u>7, 480</u>	<u>1, 870</u>
第4会議室	<u>1, 870</u>	<u>2, 640</u>	<u>3, 410</u>	<u>7, 480</u>	<u>1, 870</u>
和室	(略)				
(略)					
備考					
(略)					

施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(市民生活部市民生活課)